平成２２年（フ）第５４０号
埼玉県越谷市大字大房918番地１　407
債務者　関野　冬馬
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
岐阜県不破郡垂井町大石260番地
債務者　岩田　安弘
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
岐阜県海津市平田町三郷1025番地
債務者　田中　美穂
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
奈良県御所市大字東松本43番地の45
債務者　宮口　友美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
前住所大阪市生野区巽北４丁目４番23―801号
債務者　大藤奈緒美
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
奈良県橿原市葛本町331番地の10
債務者　生駒　和久
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目12番29号
債務者　杉原禮子こと　杉原　禮子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
奈良県橿原市土橋町134番地の５、前住所奈良県橿原市上品寺町81番地の16
債務者　井上　範彦
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
奈良県大和高田市大字築山205番地の１
債務者　郡　　智博
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
埼玉県三郷市高州２丁目427番地　藤和シティコープみさと公園Ⅱ302号
債務者　齊藤有加里
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
三重県度会郡玉城町田丸202番地６
債務者　北村　幸久
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
山口県宇部市東芝中町２番10号、旧住所山口市朝田55番地17
債務者　福田　浩幸
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６０６号
静岡県浜松市中区小豆餅４丁目18番14号　パステルＡ202号、前住所静岡県浜松市中区葵西５丁目18番30―303号　アーバンライフ葵町
債務者　伊熊ひろみ
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７４４５号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘５番８号
債務者　岡本　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７５３号
大阪市城東区蒲生１丁目10番22―401号
債務者　福原　得之
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２０号
栃木県芳賀郡茂木町大字深沢422番地
破産者　栃木食品株式会社
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第１５号
栃木県真岡市高田1824番地、前住所栃木県芳賀郡二宮町大字高田1824番地
破産者　片桐　一嘉
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所真岡支部